

介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金に関するQ&A(秋田県版)

令和3年12月27日更新

No.	質問	回答	回答日
1	補助対象経費に「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用」とあるが、 ①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよい。	①お見込みのとおりです。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。 ③については、パーテーション及びパルスオキシメーターに限定されます。 ④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば(見積もりのみは不可)、補助対象となります。	-
2	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。	-
3	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受けた訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいのか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいのか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。	-
4	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどうにすればよいのか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。(ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。)	-
5	費用が確定していない段階における申請(概算による申請)は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請していただくことにしております。	-
6	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し、県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。	-
7	新たに非接触型体温計を購入したが、助成の対象になるか。	今回の補助金の補助対象となる「感染症対策に要する備品」は、パーテーションとパルスオキシメーターに限定されます。したがって、非接触型体温計は補助対象に含まれません。	12月23日
8	訪問看護ステーションです。厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」に申請していても、このたびの補助金に申請することは可能か。	厚生労働省が医療機関等を対象として実施している「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の交付を受ける場合は、本補助金の対象外となります。	12月24日

No.	質問	回答	回答日
9	当法人では消耗品を法人で一括購入し、その後、各事業所へ配分している。その場合の購入費用を各事業所の購入費用として申請することはできるか。	実際に各事業所に配分した分を経費として申請していただいて構いません。また、各事業所に配分する前であっても、対象期間内に購入した衛生用品であれば、合理的な基準（職員数、入所定員等）で按分した金額を各事業所の申請額としていただいて構いません。	12月27日
10	除菌用ウェットティッシュは対象になるか。	「目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品」と判断できますので、対象となります。	12月27日
11	上記No.4において、短期入所療養介護の空床利用の場合は4月～9月までの1日あたりの平均利用日数を定員として用いることとされているが、短期入所生活介護の空床利用型の基準単価はいくらになるのか。基準単価表で定員による区分がないので、平均利用日数にかかわらず、一律1万円と考えて良いか。	お見込のとおりです。	12月27日
			-